

「デリバティブ取引に関する報告書」の記載要領

1. 報告を要する者

- (1) 特別国際金融取引勘定承認金融機関（以下では、承認金融機関という）
- (2) 外為令第 18 条の 7 第 2 項第 2 号ハ、ヘ又はトに規定する外国為替業務（注）に係る取引の月中の合計額が 100 億円に相当する額を超える者のうち、銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社（いずれも承認金融機関を除く）
- (3) 外為令第 18 条の 7 第 2 項第 2 号ハ、ヘ又はトに規定する外国為替業務（注）に係る取引の月中の合計額が 100 億円に相当する額を超える者に準ずる者として財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社（いずれも承認金融機関を除く）
 - （注）ハ 対外支払手段の売買（外国通貨又は旅行小切手の売買を除く）又は債権の売買（本邦通貨をもって支払われる債権の居住者間の売買を除く）
 - ヘ 金銭の貸付け（本邦通貨をもって支払われる居住者に対する金銭の貸付けを除く）
 - ト 証券の売買（本邦通貨を対価とする居住者間の売買を除く）

2. 報告の根拠となる法令条文

- (1) 報告省令第 14 条第 1 項第 3 号、報告省令第 14 条の 2 第 1 項第 3 号、報告省令第 14 条の 3 第 1 項第 3 号（上記 1.（1）に該当する者）
- (2) 報告省令第 16 条第 1 項（上記 1.（2）に該当する者）
- (3) 報告省令第 16 条第 2 項（上記 1.（3）に該当する者）

3. 報告書の提出先と照会先

- (1) 提出先：東京都中央区日本橋本石町 2-1-1
 日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ 62 番窓口
 （郵送の場合の宛先：〒103-8660 郵便事業株式会社日本橋支店私書箱 30 号
 日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ）
- (2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧をご参照下さい

4. 報告書に計上する期間

毎月中（1日～月末日）

- （注）上記 1.（2）に該当する者は、外為令第 18 条の 7 第 2 項第 2 号ハ、ヘ又はトに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が 100 億円に相当する額を超えた月の翌月中。

5. 報告書の提出期限

翌月 15 日（休日の場合はその前営業日）。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

1 部

7. 報告書に記載する金額単位と使用する換算レート

- (1) 金額単位：百万円（小数点第 1 位まで記入、小数点第 2 位を四捨五入）
- (2) 外貨から円貨に換算する場合のレート：実勢外国為替相場（報告省令第 35 条に基づき、当該報告に係る取引、行為若しくは支払等が行われた日又はその日の属する月の末日における実勢外国為替相場を用いて換算すること）。

8. 記入の方法と留意点

(1) 「報告年月日」欄

西暦とすること。日付は日本銀行国際局国際収支統計グループに提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。

(2) 「報告者」欄

代表者とは会社を代表する取締役等のこと。
氏名の冒頭に役職名（代表取締役社長等）も付記すること。
押印は不要。

(3) 「責任者記名押印又は署名」欄

- イ. 報告の提出につき授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）が記名押印又は署名すること。なお、責任者の選定にあたり部長等の役職の有無は問わない。
- ロ. 使用する印鑑は報告者の内部規定に基づき決定すること。
- ハ. 署名（自署）した場合は、押印不要。

(4) 「担当者の氏名（電話番号）」欄

- イ. 担当者は、当該報告書の照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。
- ロ. 電話番号は出来るだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署を記入すること。

(5) 「勘定区分」欄

信託業務を兼営する銀行にあっては、銀行勘定分と信託勘定分を別葉で作成し、該当分に○印を記入すること。

(6) 「取引相手の所在国又は地域」欄

- イ. 店頭取引については、取引相手方の所在国又は地域を記入すること。
- ロ. 取引所取引については、居住者の海外取引所における取引は、当該取引所の所在国又は地域（ただし、当該取引所の所在国又は地域の特定が困難な場合には、取引相手方の所在国又は地域）を、また、本邦居住者の取次により非居住者が国内取引所において取引を行ったものは、当該非居住者の所在国又は地域を記入すること。

(7) 「オプション取引」欄

- イ. 「売買高」の「受取プレミアム」・「支払プレミアム」には、非居住者との間の毎月中におけるオプション・プレミアムの受払額を記入すること。
- ロ. 「反対売買に伴う差損益」には、非居住者との間の毎月中におけるオプション取引のうち差金決済を行うオプション取引の反対売買に係る差損益の受払額を記入すること。
- ハ. 「当年末残高」は、12月分の報告にのみ記入を要する。「資産ポジション」・「負債ポジション」には、非居住者との間のオプション取引について、当年末における未消滅、未実行若しくは反対売買されていないオプション取引の買持ち（ロング）ポジションの市場価格を資産ポジション、売持ち（ショート）ポジションの市場価格を負債ポジションとして、それぞれ合計額を記入すること。なお、市場価格が不明な場合には、割引現在価値やオプション・モデル等により評価した価格を記入すること。

(8) 「先物取引及び先渡取引」欄

- イ. 「**売買差損益**」には、非居住者との間の毎月中における先物取引及び先渡取引に係る売買差損益の受払額を記入すること。「**うち金利先渡取引**」には、売買差損益のうち金利先渡取引に係る売買差損益の受払額について内書すること。
- ロ. 「**当年末残高**」は、12月分の報告にのみ記入を要する。「**資産ポジション**」・「**負債ポジション**」には、非居住者との間の先物取引及び先渡取引の契約の価値について買持ちポジション、売持ちポジション毎に、以下に掲げる方法により算出し、当該価値が正の値である場合は資産ポジション、負の値である場合には負債ポジションに、それぞれ合計額を記入すること。

買持ちポジションにおける先物取引及び先渡取引の契約の価値：

原資産の当年末における市場価格－約定価格を当年末の現在価値に換算した額

売持ちポジションにおける先物取引及び先渡取引の契約の価値：

約定価格を当年末の現在価値に換算した額－原資産の当年末における市場価格

(9) 「スワップ取引に係る受払額」欄

- イ. 「**通貨スワップ取引に係る元本交換額**」には、非居住者との間の毎月中における通貨スワップ取引に係る元本の交換状況を受払別に記入すること。
- ロ. 「**金利、配当金又はキャピタルゲイン等**」には、非居住者との間の毎月中におけるスワップ取引に係る金利、配当金又はキャピタルゲイン等の受払額を記入すること（ネット契約の取引はネットで、グロス契約の取引はグロスで記入）。

(10) 「デリバティブ取引に伴う担保金又は証拠金」欄

「**預入残高**」・「**受入残高**」には、非居住者とのデリバティブ取引に伴う担保金又は証拠金について、月末時点での非居住者への預入残高と非居住者からの受入残高をそれぞれ記入すること。

なお、当欄には値洗いをを行った現金残高のみを記載することとし、代用有価証券によるものは含めないこと。

- (11) 記入欄が不足する場合には適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。次葉には報告者名及び報告対象年月を記入すること。
- (12) 本報告書により報告する取引がなかった場合、承認金融機関は「該当なし」と記載して報告すること。前記1.(2)、(3)に該当する者は、本報告書により報告する取引がなかった場合には、報告を要しない。